

日中一時受入事業者への利用者負担 上限額管理結果表等の提供のお願い

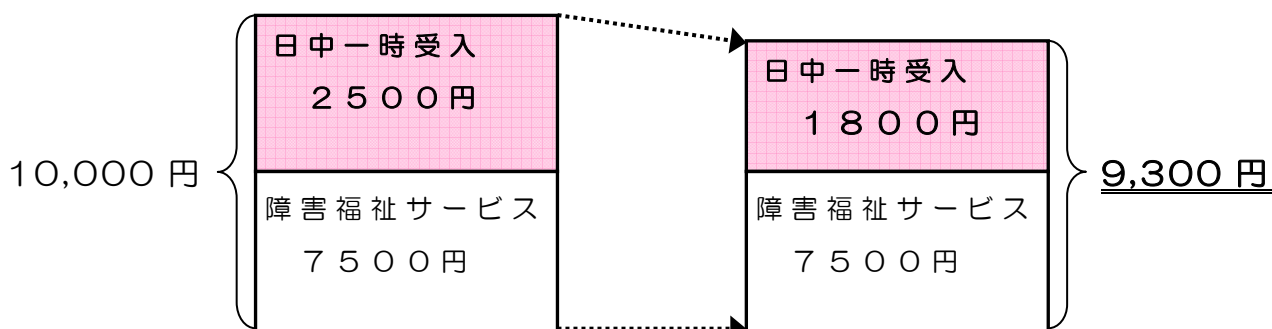
名古屋市健康福祉局障害者支援課

- 「日中一時受入事業」は、在宅の障害児（者）の保護者等の疾病等の理由により、日中において監護する方がいない場合に、一時的に施設や病院において日中の支援をおこなう事業です（本市の障害者地域生活支援事業として位置づけられています）。
- 利用者は障害福祉サービスの「短期入所」の支給決定を受け、その支給量の範囲内で利用します。利用者負担は1割の定率負担ですが、障害福祉サービスの利用者負担額と合算し、月額上限負担額を超えることはありません。
- つきましては、日中一時受入事業者が徴収する利用者負担額の確認のため、事業者より依頼があった場合、「利用者負担上限額管理結果表」を、もしくは、複数の障害福祉サービス事業者を利用しないなど、「利用者負担上限額管理結果表」を作成しない場合は、「利用者負担額表」の提供をお願いします。
- 日中一時受入事業所の一覧については別紙を参照ください。

例：障害福祉サービスの月額上限負担額が「9,300円」

当該月の障害福祉サービスの利用者負担額（合計）が「7,500円」

「日中一時受入事業」の利用者負担相当額が「2,500円」の場合



【留意点】

- ◆ 「日中一時受入事業」は、障害福祉サービスの利用者負担額の上限額管理の対象事業ではないため、上限額管理に含めないようご注意ください。